

平成23年第4回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年12月20日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸
農業委員会局長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局主査 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 議案第 1 0 5 号 平成 2 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 議案第 1 0 6 号 平成 2 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 3 議案第 1 0 7 号 平成 2 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 議案第 1 0 8 号 平成 2 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 1 1 0 号 阿波市税条例等の一部改正について

日程第 6 議案第 1 1 1 号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 1 1 2 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 8 議案第 1 1 3 号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第 9 議案第 1 1 4 号 中央広域環境施設組合理規約の変更について

（日程第 1 ～日程第 9 委員長報告・質疑・討論・採決）

追加日程第 1 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 0 発議第 2 号 原子力発電に依存しない自然エネルギー利用の促進を求める意見書について

日程第 1 1 議員派遣について

日程第 1 2 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第105号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第2 議案第106号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第107号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第108号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第110号 阿波市税条例等の一部改正について

日程第6 議案第111号 阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第112号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第8 議案第113号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第9 議案第114号 中央広域環境施設組合格約の変更について

○議長（吉田 正君） 日程第1、議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第9、議案第114号中央広域環境施設組合格約の変更についてまでの計9件を一括して議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長阿部雅志君。

○総務常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月12日、委員7名が出席し会議を開き、付託されました議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分について、議案第106号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第107号平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第110号阿波市税条例等の一部改正について、議案第112号あわ北「新市まちづくり計画」の変更について、議案第113号徳島中央広域連合規約の変更についての6議案について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分について、総務部関係では、委員より、2款1項1目の一般管理費で地域主権改革推進支援業務委託料41万8,000円計上されているが、内容はどの質疑があり、理事者より、これはことしの5月に地域主権改革関連三法という国の法律が施行され、新たに8月にも関係法律の整備に関する法律分が公布されました。これは、国が地域主権改革を進めていく中での経緯で、今まで国は中央集権の法律で地域のいろんな事業事務を縛ってきましたが、これからは法律から条例に変えていき、その条例を使って、その地域に一番適合した最適な政策ができるような枠組みづくりが進められている。それに伴い、経過措置を設けて、平成25年4月1日には大きな条例改正が行われる。そういった中で、市の条例が国の地域主権とどれだけ関連してくるのかという調査が必要なため、今回計上しているとの答弁でありました。

また、委員より、2款1項13目の防犯対策費で、修繕料60万円計上されているが内容は、それと防犯灯や公共施設の電球をLEDにかえている市町村がふえているが阿波市の取り組みはどの質疑があり、理事者より、4月から9月分の上半期の実績で既に260万円支出している。下半期についても、予算残額と照らし合わせ60万円必要ということで計上している。修繕内容は、玉交換や灯具かえである。LEDについては、3,900灯余りある防犯灯のうち17%が県のグリーン・ニューディール事業で交換できている。あとの83%については、年次計画的に少しずつかえていきたいと考えている。経済的に考えれば、蛍光灯に比べ電気代は約半分程度安くなるが、屋外設置となると、維持管理についての問題も出てくる。財政課とよく協議しながら進めたい。また、公共施設の中の蛍

光灯については、これから検討をしていきたいとの答弁でありました。

また、委員より、庁舎建設で、新庁舎建設基本設計市民アドバイザー会議が開かれたと聞いたが、どこまで進んでいるのか、またそこから出てくる意見をどこまで反映させるのかと質疑があり、理事者より、会議は3回程度を予定している。第1回目は、11月19日に開催した。内容については、窓口機能関係について意見をいただいた。市から、各種証明などの発行の窓口を集約するワンストップ窓口についての考え方を例示して、委員の方からは、窓口業務は、玄関とかエレベーター、トイレ、階段等に近いところが望ましいとの意見が出た。第2回目は、来年1月14日に開催予定で、交流機能について意見をお聞きすることになっている。出てきた意見は、庁舎建設基本計画に取り入れながら、すばらしい阿波市らしい庁舎を建設したいとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過の報告させていただきます。

以上です。

○議長（吉田 正君） 以上で報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長江澤信明君。

○文教厚生常任委員長（江澤信明君） おはようございます。

議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月13日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について、議案第108号平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第111号阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第114号中央広域環境施設組合規約の変更について、以上4議案について、関係部署より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程でありました、質疑の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について、委員より、

3款民生費、3項児童福祉費の土成中央保育所臨時保育士賃金500万円の減、阿波保育所臨時保育士賃金700万円の減が計上されているが、臨時保育士の採用は、今年度は何名で、計画的に採用できているのか、臨時職員の待遇についての質疑があり、理事者から、今年度は96名の採用であり、途中の入所者数に応じて、臨時保育士及び臨時保育士補助員を採用した。待遇としては、賃金を月額7,000円に上げ、一時金も年間2万円ふやし8万円として、通勤手当も出している。今後とも、他市の状況等を把握しながら検討、改善していきたい。また、資格のある臨時保育士を早目に確保できるよう、今後の人材確保に努力していきたいとの答弁でございました。

次に、委員より、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の障害者自立支援給付費扶助費約6,400万円補正計上されているが、財源内訳と事業内容はどの質疑があり、理事者から、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の補助である。障害者及び障害児が、その有する能力を活用し、自立した日常生活を営むためのそれぞれのサービスに係る給付費の負担金である。通所サービス、居宅介護サービス、児童デイサービスなど、21項目に及んでいるが、今年度3月分までの負担金を見込みとして補正しているとの答弁でした。

次に、議案第111号阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、委員より、その条例の内容と支給金額についての質疑があり、理事者から、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、一定基準以上の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母がいずれも存在しない場合に限り、死亡した者と死亡当時生計を同じくしていた兄弟姉妹も含めるといふ条例改正である。市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としている。災害弔慰金の額は、生計維持者が死亡した場合は500万円以内とし、その他の場合は250万円以内であるとの答弁でした。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過を報告させていただきます。

○議長（吉田 正君） 以上で報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長藤川豊治君。

○産業建設常任委員長（藤川豊治君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会では活発な論議が行われ、その審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、12月14日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、付託された議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についての所管部分に関してですが、産業経済部関係では、委員から、11款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費に計上されている農地等災害復旧事業の工事請負費1,307万5,000円について、どの程度のものが対象になるか、また台風時の冠水により裁断された稲わらが田畑に流出したが、その処理費用は対象にならないのか、また個人分担金について内容を詳しく説明するよう質疑がありました。理事者から、農地災害の対象として認められるものは、農地等の畦畔などの崩壊による工事費40万円以上のものが対象となり、畦畔の崩れにより農作物をつくるのに影響が出るものでなければ対象にならないとの答弁があり、また、個人分担金については、通常の災害では事業費の50%が国費であり、残り50%は個人負担である。激甚災害では国費が多くなり、個人負担分が少なくなるとの答弁がありました。

また、委員から、台風や大雨により災害の対象となる場合、広報するようにしてはとの質疑があり、理事者から、農地災害の対象となる場合には、ケーブルテレビなどにより広報に努めるとの答弁がありました。

建設部住宅課関係では、委員から、8款4項1目住宅管理費の修繕費1,404万円の内容と市営住宅周辺整備調査業務委託料122万9,000円について内容を詳しく説明するよう質疑があり、理事者から、修繕費については、主に台風15号による伊月団地の浸水被害の緊急修繕費であり、そのほか屋根の防水や浄化槽、入居がえによる修繕費であると答弁がありました。また、市営住宅周辺整備調査業務委託料については、伊月団地周辺の浸水調査やアクセス道路などの調査業務委託料であるとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田 正君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

議案第105号に対する反対討論の発言を許します。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についての反対討論を行います。

これにつきましては、阿波市職員給与に関する条例について反対討論をしておりますので、省略いたします。

予算書55ページに予算が減額されておりますのと、庁舎建設費、22ページ、23ページにあります新庁舎建設は、今までどおり、私は異論を唱えておる以上、賛成することは、私としてはできませんので、よろしく願いいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（吉田 正君） 続いて、議案第105号に対する賛成討論の発言を許します。

11番阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 議長の許可をいただきましたので、議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について、賛成討論をさせていただきます。

今議会に提出されております補正予算（第3号）は、総務費においては庁舎建設及び交流防災拠点施設の用地及び補償費、民生費においては生活保護費の扶助費の追加等、土木費においては幹線道路の整備事業費、教育費においては市内の学校給食の地産地消を取り入れ統合する給食センター建設事業の用地及び補償費、災害復旧費では台風15号による緊急性のある災害復旧など、阿波市の将来また喫緊の生活対策等の予算も含まれており、本市にとりまして非常に重要な補正予算であります。これらのことから、私は、議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてを賛成をいたします。よ



ろしくお願いいたします。これで賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） これをもって討論が終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第105号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。

本案は各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから議案第108号平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの補正予算3件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決しています。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号から議案第108号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号阿波市税条例等の一部改正についてから議案第112号あわ北「新市まちづくり計画」の変更についてまでの計3件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第112号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号徳島中央広域連合規約の変更について及び議案第114号中央広域環境施設組合規約の変更についての計2件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号、議案第114号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田 正君） 追加日程第1、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げたいと思えます。

諮問第3号につきましては、平成24年3月31日をもって任期が満了する人権擁護委員の方の後任について、法務大臣に対し推薦する必要があるためお願いするものであります。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所、阿波市市場町大野島字江ノ島143番地6、氏名、住友善治、生年月日、昭和19年10月19日生まれでございます。

なお、住友氏につきましては、人格見識非常に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日の3年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第10 発議第2号 原子力発電に依存しない自然エネルギー利用の促進を求める意見書について

○議長（吉田 正君） 次に、日程第10、発議第2号原子力発電に依存しない自然エネルギー利用の促進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうからお許しをいただきましたので、原子力発電に依存しない自然エネルギー利用の促進を求める意見書を提出いたしたいと思っております。

朗読をいたしますので、よろしくお願いいたします。

福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電所の危険性の事実を国民の前に明らかにしました。この事故は、大量の放射能物質を放出する重大な事態となり、地域住民は、住みなれた家や職場を追われ、ふるさとに帰る見通しが立たない生活を強いられている。

現在の原子力発電技術は、本質的に未完成で、極めて危険なものである。また、原子力発電所は、莫大な放射能物質を抱えているが、どのような事態が起きても、放射性物質を閉じ込めておく完全な技術は、現時点では存在していない。そして、一度大量の放射能物質が放出されれば、被害は広範囲に及び、将来にわたって深刻な影響を及ぼすことになる。

阿波市は、子供たちにこのような不安と危険を残さないために、国において原子力発電所によるエネルギーの政策の抜本的な転換を図り、地球温暖化対策の観点からも、電力消費低減対策に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入、利用促進を積極的に進める

ことを強く求める。よって、転換時期まで原子力発電所の安全確保に十二分な措置を講ずるよう、次のとおり要望する。

1、将来的に原子力発電から転換し、電力消費低減対策に取り組むとともに、再生エネルギーなど、代替エネルギーへの転換を図る、新たなエネルギー政策に取り組むこと。

2、原子力発電に係る安全基準の抜本的な見直しを早急に求めること。

3番目に、家庭、事業所等における省エネ、エコ化を推進するため、太陽光発電設備やLED照明の普及、エコポイント制度の拡充、実施とともに、税制、財政、金融面での支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第90条の規定により、意見書を提出するとなっておりますので、皆様方のご賛同をよろしくお願いいたしまして、提案の理由といたします。

○議長（吉田 正君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。

発議第2号原子力発電に依存しない自然エネルギー利用の促進を求める意見書についてを採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議員派遣について

○議長（吉田 正君） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

## 日程第 1 2 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉田 正君） 日程第 1 2、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 平成 2 3 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、1 1 月 3 0 日に開会以来、本日まで 2 1 日間の長きにわたりまして、慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案につきましてすべて原案どおりご決定いただき、まことにありがとうございました。ご審議の過程において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、その趣旨を十分に検討し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

本市においては、少子・高齢化の進行、経済の低迷が続く中、地域力の回復は市民の皆様の切実な願いであり、市職員が英知を結集して取り組まなければならない最大の課題であります。それらを踏まえ、現在新年度の予算編成に取り組んでおりますが、阿波市らしいソフト事業とハード事業が一体化した市の人材や資源を有効活用できる当初予算づくりに全力を傾けていく所存でございますので、議員の皆様方のご理解、ご協力を切によろしくお願いいたします。

この 1 年間、さまざまな行政課題の中、市政を円滑に進めることができましたのは、吉

田議長を初め、議員の皆様のご支援のたまものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

ことしも残すところあとわずかとなりました。寒さが一段と増しておりますが、議員各位にはご自愛いただき、すがすがしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（吉田 正君） これで本日の会議を閉じます。

平成23年第4回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員